

令和2年第2回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年6月10日（水曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 1号 平成31年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 2号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について
- 第 8 同意第 2号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 9 同意第 3号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第10 同意第 4号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第11 同意第 5号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第12 同意第 6号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第13 同意第 7号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第14 同意第 8号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第15 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 令和2年3月31日専決）
- 第16 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町税条例等の一部を改正する条例 令和2年3月31日専決）
- 第17 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町税条例の一部を改正する条例 令和2年4月30日専決）
- 第18 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度中頓別町一般会計補正予算 令和2年5月1日専決）
- 第19 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度中頓別町一般会計補正予算 令和2年5月14日専決）
- 第20 一般質問

○出席議員（8名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 高橋 憲一 君 | 2番 長谷川 克弘 君 |
| 3番 西浦 岩雄 君 | 4番 宮崎 泰宗 君 |

5番 東海林 繁 幸 君
7番 細 谷 久 雄 君

6番 星 川 三喜男 君
8番 村 山 義 明 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 生 吉 君
副 町 長	遠 藤 義 一 君
教 育 長	田 邊 彰 宏 君
総 務 課 長	小 林 嘉 仁 君
総 務 課 参 事	野 露 みゆき 君
総 務 課 参 事	笹 原 等 君
総 務 課 参 事	野 田 繁 実 君
総 務 課 主 幹	庵 日 鶴 君
総 務 課 主 幹	矢 部 智 彦 君
農 業 委 員 会 会 長	栗 林 松 三 君
産 業 課 長	平 中 敏 志 君
産 業 課 参 事	永 田 剛 君
産 業 課 参 事	渡 邊 誠 人 君
産 業 課 主 幹	北 村 哲 也 君
建 設 課 長	土 屋 順 一 君
保 健 福 祉 課 長	相 馬 正 志 君
保 健 福 祉 課 参 事	山 田 美 緒 子 君
教 育 次 長	工 藤 正 勝 君
教 育 委 員 会 主 幹	小 林 美 幸 君
国 保 病 院 事 務 長	長 尾 享 君
会 計 管 理 者	藤 田 徹 君
認 定 こ ど も 園 園 長	相 座 豊 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	今 野 真 二 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 めぐみ 君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから令和2年第2回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第125条の規定により、6番、星川さん、7番、細谷さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

長谷川さん。

○議会運営委員長（長谷川克弘君） おはようございます。それでは、議会運営委員会委員長報告をいたします。

令和2年第2回中頓別町議会定例会の運営に関し、5月26日、5月29日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日6月10日から6月12日までの3日間とする。なお、会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し、閉会する。

2、本日の議事日程は、議事日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは5議員である。一部重複する可能性があるため、後から質問する議員は答弁の重複が生じないように注意願いたい。

4、町長提出議案の取扱いについて、全議案本会議で審議する。

5、説明員の出席について、議場での密集を避けるため、必要最小限の説明員での対応とすることの協力をお願いしたい。

6、意見書について、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）は、長谷川議員から発議される。

7、閉会中の郵送陳情などの取扱いについて、全議員に写しを配付する措置を取り、議長預かりとした。

8、テレビ中継について、本日の会議開始から一般質問終了時まで、役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行う。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（村山義明君） これで議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日6月10日から6月12日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日6月10日から6月12日までの3日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び監査委員の例月出納検査報告、町長からの第7期中頓別町総合計画後期実施計画の第12回から第14回変更報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、御覧の上、ご了承願います。

南宗谷消防組合議会報告は、組合議員からいただきます。

長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 南宗谷消防組合議会報告をいたします。

書面の朗読をもって報告とさせていただきます。

令和2年6月10日、中頓別町議会議長、村山義明様。

南宗谷消防組合議員、東海林繁幸、長谷川克弘。

南宗谷消防組合議会報告。

このたび、南宗谷消防組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、会議名、令和2年第1回南宗谷消防組合議会臨時会。

2、日時、令和2年5月22日（会期1日）午後2時00分開議。

3、場所、南宗谷消防組合枝幸消防庁舎コミュニティ消防センター（枝幸町）。

4、出席議員、東海林議員、長谷川議員。

5、会議結果、議事日程のとおり進行し、報告第2号 監査委員報告について、月例出納検査の結果、南宗谷消防組合会計の令和2年2月分から令和2年3月分について適正と認める報告があり、承認第1号 専決処分承認を求めることについて（令和元年度南宗谷消防組合会計補正予算について）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,358万9,000

円とし、全会一致で承認された。議案第9号 公有財産の取得について（枝幸消防署：小型動力ポンプ付水槽車購入）は、全会一致で可決された。議案第10号 令和2年度南宗谷消防組合会計補正予算については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ304万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,346万2,000円とし、原案どおり可決された。

以上、報告いたします。

○議長（村山義明君） 所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいたさせます。

宮崎さん。

○いきいきふるさと常任委員長（宮崎泰宗君） それでは、私のほうからいきいきふるさと常任委員会所管事務調査の報告をさせていただきます。

令和2年6月10日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、宮崎泰宗。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、（1）、総合戦略について、（2）、観光振興計画について、（3）、寄附採納について。

2、調査の方法、資料による説明聴取。

3、調査の期間、令和2年3月31日。

4、場所、議場です。

5、調査の結果、本委員会は3月11日、令和2年第1回定例会で議決された継続調査として所管事務調査を行った結果、次のとおり意見の集約をみた。

6、調査意見、（1）、総合戦略が始まる前の段階で、議会や議員の意見を発言できたことは良かったので今後も意見を述べられるような機会を設け、それを活かすよう望むものである。

（2）、観光振興計画の推進以前に「なかとんべつ観光まちづくりビューロー」など観光組織の立て直しを早急にすること。

（3）、旧松田商店の建物と跡地の活用について、余程のことが無い限り寄附採納を受けるときに活用しようとした方法を最大限に検討するべきである。また、旧丹波屋に関して、現段階では寄附採納委員会と同様に町として寄附を受けるべきではない。ただし、今後有志団体が保存等を目的として活動がなされたときは、登録有形文化財保護のため町としても支援を望むものである。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） これにて諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） 皆さん、おはようございます。このたび第2回定例会に当たりまして、全議員の皆さんのご出席を賜り、ご審議をいただくことになりました。お礼を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の関係で、この間様々な問題もありましたけれども、何とか町内からの感染なくここに至っているということでもあります。この間町の補正予算につきましても2回にわたって専決処分をさせていただいております。後ほどご承認を賜りますように議案として上げさせていただいておりますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

それでは、私のほうから2点行政報告をさせていただきたいと思います。1点目は、新型コロナウイルス感染症対策の報告についてであります。

新型コロナウイルス感染症は2月1日に指定感染症に指定され、本町においては、国・道との連携のもと準備会議を開催するなど情報共有に努めてきました。道が独自の緊急事態宣言を発令した2月28日に本町は「新型コロナウイルス感染症中頓別町対策本部」を設置し、以降本町の取り組みを推進してきました。4月7日に国が「緊急事態宣言」を発表したことに伴い、法に基づく対策本部に移行しています。緊急事態宣言が全面解除となるまでの間、「中頓別町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、本部会議を計15回開催し、現状分析や課題の明確化、今後の取り組み等についての協議を行い、全庁体制で対策に取り組んできました。

感染症対策については国が示した基本的対処方針や道の緊急事態措置の内容に基づき、主に町が主体となる事業及び施設について休館及び休止等の措置を行ってきました。

この間、感染拡大防止の徹底のために、不要不急の外出自粛及び手洗いの励行、咳エチケット等を徹底して行い、3つの密（密閉・密集・密接）の回避のために時差出勤及びテレワークを実施してきました。また、町民の皆様にも必要な情報を提供し、全町が一体となって感染拡大防止に努めてきました。

外出を控えている高齢者のお宅に電話や訪問をし、身体の状況確認やフレイル対策（心身機能の低下の防止）の支援を行いました。なかとんネウボラ、認定こども園、小学校、中学校、教育委員会などでも子ども達の安心、安全につながるよう状況確認や必要な支援を行いました。

医療機関や福祉施設、各事業所等においては緊張感の高まる情勢の中、感染拡大防止に向けた体制を整えるなど最大限の努力を継続しています。

必需物品供給事業として、5月後半には全町民にマスクの配布を行いました。

緊急事態宣言後、国や道の経済対策として様々な支援策が打ち出されていますが、本町の経済の速やかな回復に向けて、特別定額給付金の早期支給に取り組み、町独自の経済対策

にも取り組んできました。

対策や制度が分かりやすいようにホームページや旬報、折り込みチラシなどで普及、啓発にも努めてきました。

5月25日に国が「緊急事態宣言」を全面解除したことに伴い、法に基づく「新型コロナウイルス感染症中頓別町対策本部会議」を終了しました。

6月1日をもってこれまで道が実施してきた休業要請などの措置はすべて解除されました。今後におきましては、「新しい生活様式」や「新北海道スタイル」安心宣言の実践などによる感染防止対策を継続します。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等も活用した積極的な本町の対策を講じることで、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能にしていく取り組みをすすめていきます。

2点目であります。防災行政無線の戸別受信機の配付の遅延についてであります。

町民の皆様には旬報ですでに周知しておりますが、防災行政無線の戸別受信機の配付につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を受けまして一時延期としておりました。当初、6月には配付を終えて運用を開始する予定でありましたが、説明業者が東京都、札幌市在住の者であることや戸別配付に伴う事務処理、必要に応じた受信状況確認などで濃厚接触が生じないための措置であります。北海道の緊急事態宣言の解除を受けて、6月より戸別配付を再開し7月中には配付を完了したいと考えています。なお、町職員には既に3月中に配付を行っており、受信状況の確認や電池での持続時間などの調査を終えています。

以上、2点について行政報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 引き続き教育長から教育行政報告の申出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（田邊彰宏君） おはようございます。教育行政報告をさせていただきます。

中頓別小学校・中学校の新型コロナウイルス感染症への対応に係る臨時休業（休校）と学校再開についてです。

中頓別小学校・中学校は、4月20日（月）から5月29日（金）まで、新型コロナウイルス感染症への対応に係る一斉臨時休業となりました。

この間、中頓別小学校・中学校は、休業期間の長期化に伴い、児童生徒の心身の健康状態や学習状況の把握を行うため、感染防止の徹底を図りながら、分散登校日を5月8日（金）、13日（水）、18日（月）、22日（金）、27日（水）、29日（金）に6回設定して午前中に授業（4時間）を行いました。この分散登校日は、授業日であることから給食も提供しました。

6月1日（月）から、小学校・中学校は、こまめな手洗い、咳エチケット、換気、「三つの密」を回避する身体的距離の確保など、新しい生活様式の定着を図りながら、毎朝の検温と体調の確認、マスクを着用しながら授業を行っていますことを報告させていただきます。

ます。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎報告第1号

○議長（村山義明君） 日程第6、報告第1号 平成31年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第1号 平成31年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。報告第1号 平成31年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご報告申し上げます。

議案の1ページをお開きください。報告第1号 平成31年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成31年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のように報告する。

令和2年6月10日提出、中頓別町長。

2ページをお開きください。平成31年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書。今回報告の事業につきましては、平成31年度に議決されました補正予算事業4件を金額、財源内訳のとおり令和2年度に繰り越して執行するものでございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、中頓別町電子自治体推進事業25万1,000円は令和2年第2回臨時会において、6款農林水産業費、1項農業費、事業名、草地整備型公共牧場整備事業1,500万円、10款教育費、2項小学校費、事業名、小学校施設維持管理事業2,126万3,000円、3項中学校費、事業名、中学校施設維持管理事業1,858万6,000円は令和2年第1回定例会において議決をいただいているところでございます。

繰越明許費の総額は5,510万円、財源内訳は、国、道支出金1,059万6,000円、町債1,090万円、その他特定財源3,330万3,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第2号

○議長（村山義明君） 日程第7、報告第2号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告を行います。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第2号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について、遠藤副町長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） おはようございます。それでは、私のほうからご報告をさせていただきます。

3 ページ、報告第2号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社中頓別振興公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和2年6月10日提出、中頓別町長。

同公社の第25回定例株主総会は5月20日、新型コロナウイルス感染症による国の緊急事態宣言、北海道並びに中頓別町による感染拡大防止対策を受け、会社法第319条の規定によりまして、書面議決により開催されたところであります。

第1号議案から第3号議案まで全て承認されましたので、経営状況の概略を報告いたします。内容につきましては、配付させていただきました議案4ページ以降となりますが、4ページの前に、本日配付させていただきました正誤表の一番後ろにあります。第1号議案、令和元年度事業決算報告書承認の件の印刷が漏れておりますので、大変申し訳ありませんがご確認をいただきたいと思います。

それでは、第1号議案からご説明をいたします。第1号議案、令和元年度事業決算報告書承認の件については、令和元年度事業決算報告書の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、株主資本等変動計算書、監査報告書の全てが承認されました。これらの内容につきましては、4ページから17ページに詳細が記載されております。

5ページを御覧ください。令和元年度事業報告ですが、令和元年度において寿レクリエーション施設につきましては、5月の大型連休の影響もあり前年度を大幅に上回る来園者があり、管内唯一の幼児等子供連れが楽しめる公園として多くの方に利用していただいたところでもあります。

寿スキー場では、近隣のスキー場が12月にオープンできなかったこともあり、稚内市をはじめ他の町村のスキー愛好者に利用していただいたところです。また、新型コロナウイルス感染症の影響で2月末より3日間営業休止したことにより利用者の減少を心配して

いましたが、利用者の受付や体温の確認、手の消毒、ロッジ内の消毒対策により、予定どおり3月22日まで営業ができ、前年度を上回る利用者があり、今後も安全で安心して楽しめるスキー場運営に努めていくこととしたところであります。

鍾乳洞自然ふれあい公園では、芝桜の補植を計画的に行い、キバナコスモスの花畑の整備を行うなど園内環境整備に努めてきました。遊歩道の木橋等が老朽化しており、安全に利用できるよう修繕を行ってきたところであります。

有害鳥獣処理施設業務では、菌床の維持管理や処理作業も順調に推移し、428頭を処理してきたところであります。令和2年度におきましても各施設の安全管理と経費の節減を図りながら健全な公社運営に努めてまいりたいとの総括的概要であります。

8ページを御覧ください。総合損益明細書で決算の概略をご報告いたします。まず、寿レクリエーション施設業務では、寿公園の指定管理料のほか、事業収入としてリフトの利用料363万5,630円、テニスコートの利用料、パークゴルフ場利用料として45万900円を合わせて408万6,530円、雑収入としてスキーレンタル使用料のほか13万8,570円を加えた収入合計が2,822万9,100円となっております。支出につきましては、代表取締役の役員報酬180万円のほか、職員3名の給与、手当、2名の賃金のほか、修繕費では芝刈り機等の作業機の修繕料で約103万円、管理棟の修理費で15万円、パークゴルフ場のコース造成や案内看板の設置で約53万円、車両修繕費等で約10万円、スキー場設備の修繕で28万円を含め、支出総額で2,780万7,240円となりました。営業利益は42万1,860円となったところであります。

一般廃棄物処理施設業務では、町からのごみ収集委託料3,240万9,300円と雑収入として廃家電運搬券販売手数料4万3,700円を合わせ、収入合計が3,245万3,000円となったところであります。支出は、職員4名の給与、手当、1名の賃金のほか、ごみ処理施設の光熱水費、燃料費、修繕費等で3,224万2,499円となりました。特に今年度は修繕費で車両車検整備修繕費として約80万円、それから水処理機器の修繕費として53万円、それからブル等の法定点検費で約10万円を出してきたところであります。営業利益は21万501円となったところであります。

鍾乳洞自然ふれあい公園業務では、町からの指定管理料462万2,000円で、支出につきましてはその多くが臨時職員2名の人件費で、その他は光熱水費や燃料費、修繕費等の支出合計が456万7,392円となり、営業利益は5万4,608円となったところであります。当該年度も遊歩道における木橋の修繕を実施していますが、年々傷みが多くなってきているところが大変心配しているというところであります。

国保病院管理清掃業務は、町からの委託料収入で362万2,000円となっており、支出は人件費が主なもので臨時職員2名の賃金等で同額の362万2,000円となり、営業利益はございません。

有害鳥獣処理施設業務は、町からの委託料収入で658万9,018円となり、支出につきましては2名の臨時職員に関する人件費や施設の光熱水費、燃料費のほか菌床の管理

委託料で、収入と同額の658万9,018円で、営業利益は生じませんでした。今年度の処理頭数ですが、鹿の処理頭数は428頭で、業務回収頭数は231頭、ハンター自己回収が197頭となっております。このほかアライグマ111頭、熊1頭、事故鹿7頭の処理を行ってきたところであります。

食堂業務につきましては、振興公社の自主事業で、収入はスキー場ロッジ食堂売上げ231万4,550円と、事業収入として公園の遊具貸出料、ゴルフ練習場の球貸出料等で83万6,000円、雑収入として自販機の売上げ手数料9万2,529円で、収入合計が324万3,079円となっております。支出ではパートの賃金、食材の商品仕入れ費などで実質合計が267万4,646円となり、56万8,433円の営業利益となったところであります。

以上の結果、営業損益は営業収益7,875万8,197円、事業費7,750万2,795円を差引き、125万5,402円が営業利益となったところであります。営業外損益で営業外収入として預金利息1,556円、経常利益は125万6,958円となりました。特別損益はございません。経常利益から特別損益を差し引いた125万6,958円が税引き前当期利益となり、法人税、法人道町民税及び事業税29万6,935円を差し引いた差引き当期純利益は96万23円となったところであります。

10ページの剰余金の処分計算書でございますが、前期末の剰余金591万8,125円から当期処分剰余金となる役員退職引当金への積立て12万円を引き、当期純利益96万23円を足した675万8,148円が後期繰越利益剰余金となったところであります。

11ページの株主資本等変動計算書では、前期末の純資産に先ほどの当期純利益96万23円を当期変動額として加えまして、当期末の純資産合計を1,924万8,148円としたところであります。

12ページから17ページまでが各事業における収支決算内容であります。

18ページには監査報告書が添付されております。

19ページ、第2号議案、剰余金の処分の件につきましては、繰越利益剰余金より役員退職金として積み立てることについて承認を求めるもので、減少する剰余金の項目及び金額、繰越利益剰余金12万円、増加する剰余金の項目及び金額、役員退職引当金12万円となっております。

20ページ、第3号議案、令和2年度事業予算の承認及び事業予算に変更が生じた場合取締役の協議に一任する件につきましては、21ページから27ページに登載されました各事業の令和2年度予算の変更をする場合、取締役の協議に一任することが了承されております。

以上、簡単ではありますが、第25回定時株主総会で承認されました有限会社中頓別振興公社の経営状況報告とさせていただきますが、出資法人として経営上特に問題となるところは認められませんでしたので、併せてご報告を申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 1点、今ご報告いただいた前年度決算等の内容についてということではないのですが、公社の事業の関係で町指定のごみ袋というのがあるわけですが、これが今のコロナウイルス関連の影響によるものかは分からないのですが、特に燃やせるごみ用のごみ袋が大変品薄になってきていて、今いよいよ供給がストップしているというような状況になっているのかなと思います。これ聞くとところによるとリサイクル用のごみ袋を代用するような話もあるようなので、その辺ご説明いただけたらというふうに思います。

○議長（村山義明君） 総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） おっしゃるとおり、指定のごみ袋につきまして当年度購入予定しておりましたが、コロナの関係で生産のほうはまだ完全にできていないと。6月末から7月上旬ぐらいに手に入るのではないかというふうになっているのですが、その前の段階で在庫が品薄になってきたということで、振興公社のほう、社長のほうとも協議をいたしまして、一応代替品ということで使わせていただくというふうなことで、旬報にもそれを掲載していくというふうな方向で住民周知をしたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎同意第2号～同意第8号

○議長（村山義明君） 日程第8、同意第2号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求める件から日程第14、同意第8号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求める件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 同意第2号から同意第8号までについて一括ご説明をさせていただきます。

同意第2号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町農業委員会委員の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

提出議案につきましては、第8号まで今述べたところについては同文でありますので、以下省略をさせていただきます。

平成28年4月に施行された農業委員会等に関する法律の改正により、本町では平成29年の農業委員改選期から公募、推薦により選出された者を町議会の同意を得て任命する

任命制へと変更となっております。選任に当たっては利害関係を有しない者を含めることや女性や青年を含めるよう配慮規定も設けられております。農業委員の任期は3年であり、本年7月に現農業委員の任期が満了することから、農業委員の候補者の推薦及び公募を2月末より行っております。選任に当たっては中頓別町農業委員候補者評価委員会の意見を考慮し、農業委員定数7名の選任について議会の同意を求めるものであります。

同意第2号から説明をさせていただきます。氏名は石井進さんであります。地域の推薦による委員でありまして、現在認定農業者として農業経営を継続されておられます。

続いて、同意第3号につきましては、石橋美代子さんであります。認定農業者ではありませんが、団体等の推薦による委員であります。

次に、同意第4号につきましては、西一彦さんであります。応募による委員で、現在は非農業者であります。農業従事年数も豊富であり、農業に精通された方ということになります。

次に、同意第5号につきましては、石黒和浩さんであります。応募による委員で、現在認定農業者として農業経営を継続されておられます。

次に、同意第6号につきましては、藤田健一さんであります。応募による委員で、現在認定農業者として農業経営を継続されておられます。

次に、同意第7号につきましては、佐藤秀樹さんであります。応募による委員で、現在認定農業者として農業経営を継続されておられます。

最後に、同意第8号につきましては、森川健一さんであります。団体等の推薦による委員で、現在認定農業者として農業経営を継続されておられます。

以上7名につきまして、いずれも先ほど申し上げましたとおり評価委員会において適任と認められた方々であり、議会の同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより一括して質疑を行います。

星川さん。

○6番（星川三喜男君） 1点お伺いします。

この公募で7名、推薦もしくは公募で決まったわけなのですが、それに対しては町長の判断でこうなっているのは承知しました。でも、そこで1点お聞きします。この7名のところ、うわさでは8名、1人定員オーバーということで話が流れております。その落とされた1名はどのような、公募で出てきた人ということなのですか、どのような内容で不適切というのですか、どうしてできなかったのか、そこら辺をもし発表できるのであれば教えてもらいたいと思います。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思いません。

農業委員会の公募につきましては、今回の応募者数、応募、推薦で8名の方から応募がございました。中頓別町農業委員会の定数は7名ということでございまして、評価委員会

の中で評価をさせていただくということになっております。先ほど町長からもご説明がありました、農業委員を選定するに当たりまして中立の委員を必ず選ばなければいけないということがございます。それ以外にも認定農業者の数が半数以上いなければならない、あと青年や女性の農業者、農業者というか、青年や女性を登用するように、必須ではございませんが努力義務として通知がされているというところがございます。このような中で、決してその人が駄目だとかそういうことではなくて、そういう評価基準を当てはめていったときに、この評価の中で適切にというか、なっている農業委員を選出させていただいたということで、決してどの方が不適切だとか、そういうことではないということでご理解いただければなというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 課長の説明で分かりましたが、その方は多分中立者というのですか、引退された方と聞いております。委員にならなかった旨のあれは説明はなされたのかお伺いします、その方に。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） その方につきましては、まだ農地の所有者でございまして、中立的な方にはならないということになってございます。評価の最終的なご説明につきましては、具体的な内容についてはプライバシーの部分もありますので、ご説明させていただいてはおりませんが、通知のみで本人、皆さんのほうに選任させていただいた、非選任になったという形でご報告をさせていただいております。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより一括して討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第2号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

引き続き、同意第3号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求める件は同意する

ことに決しました。

引き続き、同意第4号を採決します。

本件は同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

引き続き、同意第5号を採決します。

本件は同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、同意第5号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

引き続き、同意第6号を採決します。

本件は同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、同意第6号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

引き続き、同意第7号を採決します。

本件は同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、同意第7号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

引き続き、同意第8号を採決します。

本件は同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、同意第8号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

◎承認第1号

○議長(村山義明君) 日程第15、承認第1号 専決処分の承認を求める件(中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 令和2年3月31日専決)を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 承認第1号 専決処分承認を求めることについて、相馬保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） おはようございます。よろしくお願いいたします。承認第1号 専決処分承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月10日提出、中頓別町長。

38ページをお開きください。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日。

条例は、中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

44ページをお開きください。改正の要旨でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が令和2年3月31日に公布され、関係する規定が4月1日に施行されることに伴い、国民健康保険税の賦課限度額の引上げ、併せて国民健康保険税の減額について5割軽減及び2割軽減となる所得の範囲を改正するものです。

保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、賦課限度額の見直しとともに、経済動向を踏まえ、保険税軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直すなど法令等の改正を行うもので、国基準賦課限度額は平成28年度からは89万円に引き上げとなりましたが、当町では平成28年度から83万円に、平成29年度からは87万円としてきました。平成30年度からは北海道が国保の財政運営の責任主体となり、保険税の賦課については道が算定する標準保険税率を基に市町村が賦課額を決定するため、国基準賦課限度額の基準に合わせ96万円に引き上げましたが、令和2年度におきましても国基準賦課限度額の引上げに伴い、当町においても引上げとなるものであります。

また、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）が令和2年3月31日に公布され、関係する法律が4月1日に施行されることに伴い、中頓別町国民健康保険税条例における附則第4条及び第5条について改正するものです。

41ページにお戻りください。新旧対照表でご説明いたします。第2条第2項におきましては、基礎課税額の限度額につきまして、これまでの「61万円」を「63万円」とするものです。

同じく第2条第4項におきましても、介護納付金課税額を「16万円」から「17万円」とするものです。

第23条第1項につきましては、基礎賦課限度額の改正に合わせ、「61万円」を「63万円」とし、42ページになりますが、第2号では軽減負担基準の5割軽減の基準額のうち「28万円」を「28万5,000円」に、第3号では軽減判定基準の2割軽減の基

準額のうち「51万円」を「52万円」にそれぞれ改めるものであります。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

適用区分、第2条、この条例による改正後の中頓別町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附則第4条及び第5条につきましては、土地基本法等の一部を改正する法律の法改正に併せて改正するものであります。

長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例、第4条、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例、第5条、前条の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所得者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前条中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求める件(中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 令和2年3月31日専決)は承認することに決しました。

ここで議場の時計で10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を開きます。

◎承認第2号

○議長(村山義明君) 日程第16、承認第2号 専決処分の承認を求める件(中頓別町税条例等の一部を改正する条例 令和2年3月31日専決)を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 小林総務課長。

○総務課長(小林嘉仁君) それでは、よろしく願いいたします。承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(中頓別町税条例等の一部を改正する条例 令和2年3月31日専決)をご説明申し上げます。

議案46ページをお開き願います。承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和2年6月10日提出、中頓別町長。

議案47ページを御覧ください。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日、中頓別町長。

1、中頓別町税条例等の一部を改正する条例。

改正の要旨をご説明申し上げます。議案83ページをお開き願います。改正の要旨、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第109号)及び地方税法施行規則の一部が改正する省令(令和2年総務省令第21号)が令和2年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日に施行されたことによる改正でございます。

地方税法改正に伴い、次の事項を改正することといたしました。1、住民税関係でございます。①、全てのひとり親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するため、未婚のひとり親に寡婦（夫）、これは男性と女性両方です、を適用及び寡婦（夫）、これも同様でございます、の控除の見直し、個人住民税の人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親について児童扶養手当受給者（18歳以下の児童の父又は母）に限定しないこととする見直しの法律改正に伴い、所要の規定の整備を行いました。具体的には（1）、未婚のひとり親について寡婦（夫）、これも男性、女性両方です、を控除を適用します。控除額は30万円でございます。（2）、寡婦に寡夫と同じ所得制限を設けます。前年の合計所得額が500万円、年収では678万円でございます。（3）、子ありの寡夫、これは男性のほうになります、の控除額の現行26万円を子ありの寡婦、女性のほうです、の控除額30万円と同額といたします。

②でございます。肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長とする所要の規定を整備いたしました。

2、固定資産税関係でございます。①、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、現に所有している者、これは相続人等、の申告の制度化として登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者、これは相続人等になります、に対し、氏名、住所等必要事項を申告させることができることとする。また、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が明らかにならない場合、使用者を所有者とみなし、固定資産課税台帳に登録し、課税できるとした所要の規定の整備でございます。

②でございます。特定水力発電設備に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を4分の3及び浸水被害軽減地区に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を3分の2とする特例の規定を整備いたしました。

次のページの84ページから85ページには改正条項による概要を記載してございますので、ご参照願いたいと思います。

続きまして、改正の内容を新旧対照表でご説明申し上げます。54の1ページをお開き願います。中頓別町税条例新旧対照表から説明をさせていただきます。第36条の3の2から3までは、個人住民税に関わる扶養親族申告書の記載の規定であり、単身児童扶養者の記載を不要とし、申請の簡素化を図るものです。このため、表題に関しましても扶養親族等の等を削除するものでございます。

54の2ページをお開き願います。第48条は、法人税の申告納付の規定であり、法律の改正による項ずれを修正するものでございます。

第54条は、固定資産税の納税義務者等の規定であり、文言の修正と、54ページの3をお開き願います。第4項では、災害等による所有者の不明に対して使用者を所有者とみ

なして課税できる規定で、その場合の固定資産税台帳への登録を事前に使用者に通知を行う旨の規定を追加しているものでございます。また、第5項は新設であり、法に規定する探索を行っても所有者が明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知をした上で使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができる規定が新設となったものでございます。第6項以下は繰下げを行い、条項全体で文言の修正及び法律の改正による条項ずれ等を修正してございます。

54の5ページをお開き願います。第61条から第61条の2までは文言の修正及び法律の改正による条ずれの修正であり、内容に変更はございません。

54の6ページを御覧願います。第74条の3は、現所有者の申告を新設したものであり、登記または課税台帳に所有者として登記または登録されている個人が死亡している場合、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を新設いたしました。

第75条は、固定資産に係る不申告に課する過料の規定であり、前項の現所有者を追加し、文言を修正いたしました。

54の7ページをお開き願います。第96条は、卸売販売業者等のたばこ等の課税免除の規定であり、第2項を新設し、記載すべき事項及び書類の保存に関して規定、第3項以下は項を繰り下げ、適用の規定を「提出しない場合には、適用しない」から「提出している場合に限り、適用する」に修正を行いました。

第98条のたばこ税の申告納付の手續及び54の8ページの第131条の特別土地保有税の納税義務者等は、法律の改正による条項ずれ等を修正しており、内容に変更はございません。

附則の第6条から第7条の3の2までは、平成から令和に年号を修正しているだけで内容に変更はございません。

54の9ページを御覧ください。第8条の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例は、年号の修正と併せて適用期限を3年間延長するものでございます。

第10条の読替規定は文言の修正でございます。

54の10ページを御覧願います。第10条の2は、固定資産税の標準課税の特例で、いわゆるわがまち特例と言われるものでございます。再生可能エネルギーや新技術、災害、公害等に関する固定資産税の課税標準に特例を設ける規定であります。国から町村で規定すべきとされた法律が改正され、現行条例の第2項の大気汚染防止法関連設備第14項の5、000キロワット以上の特定水力発電設備、54の11ページでございますが、第23項の都市再生特別支援法に係る認定誘導事業者が行う公共施設等について削除を行いました。

改正案の第17項は、特例割合が変更となり、改めて特定水力発電設備を、第25条では浸水被害軽減地区に対する課税標準の特例割合を定めるものです。これらの項ずれを整理するとともに、法律の改正による条項ずれを修正するものでございます。

54の12ページを御覧願います。第11条から54の15ページの15条までは平成

から令和への年号修正と文言の修正でございます。

54の16ページを御覧願います。第17条の2の優良住宅地等の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、年号の修正と併せて適用期限を3年間延長するものでございます。

54の17ページをお開き願います。第22条は年号の修正でございます。

55ページをお開き願います。中頓別町税条例等の一部を改正する条例の第2条による改正では、第3条中の改め規定は前述で改正される部分であり削除、57ページまでは平成から令和に年号を修正しているだけで内容に変更はございません。

58ページをお開き願います。58ページから59ページの附則第4条による改正及び60ページから61ページの附則第5条における改正、62ページから67ページの附則第6条における改正につきましては、平成から令和に年号を修正及び文言の修正だけで内容に変更はございません。

51ページをお開き願います。附則でございます。第1条は、施行期日であり、この条例は、令和2年4月1日から施行する規定でございます。

第2条は、町民税に関する経過措置でございます。

52ページをお開き願います。第3条は、固定資産税に関する経過措置を規定してございます。

第4条から53ページの第6条までは年号の改め及び文言の修正を規定するもので、それぞれの一部改正内容に変更はございません。

以上、簡単ですがご説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求める件（中頓別町税条例等の一部を改正する条例 令和2年3月31日専決）は承認することに決しました。

◎承認第3号

○議長（村山義明君） 日程第17、承認第3号 専決処分の承認を求める件（中頓別町

税条例の一部を改正する条例（令和2年4月30日専決）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、小林総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 引き続きよろしくお願いたします。承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町税条例の一部を改正する条例（令和2年4月30日専決））をご説明申し上げます。

議案86ページをお開き願います。承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会への承認を求める。

令和2年6月10日提出、中頓別町長。

議案87ページを御覧ください。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日、中頓別町長。

1、中頓別町税条例の一部を改正する条例。

改正の要旨をご説明申し上げます。議案90ページをお開き願います。改正の要旨、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第49号）が令和2年4月30日にそれぞれ公布され、原則として同日から施行されたことによる改正でございます。

地方税法改正に伴い、次の事項を改正することといたしました。1、徴収猶予制度の特例関係、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税するのが困難な事業者に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例が設けられたことによる所要の規定を整備いたしました。

2、固定資産税関係でございます。厳しい経営状況にある中小企業に対して、令和3年度課税1年間に限り償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロとする所要の規定及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、適用対象に先端設備等に該当する事業用家屋及び構築物を加えるといった特例措置の拡充に伴い、所要の規定を整備いたしました。

3番は、軽自動車税関係でございます。軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減とする特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とすることによる規定を整備いたしました。

4、その他といたしまして、住宅ローン控除に係る所要の規定の整備及び、これは国の対策になりますが、耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

に係る所要の規定の整備がなされております。また、イベントの中止等をした主催者に対する払戻し請求権を放棄した者への寄附金控除の適用による規定を整備いたしました。

続きまして、改正の内容を新旧対照表でご説明申し上げます。89の2ページをお開き願います。中頓別町税条例の第1条による改正の第10条の読替規定について、第61条と第62条を追加いたしました。法第61条は新型コロナウイルス感染症等に関わる中小企業等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例であり、第62条は新型コロナウイルス感染症等に関わる先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例で、それぞれ固定資産税の軽減を図るものでございます。

第10条の2は、わがまち特例の規定であり、第27項を追加し、先ほど説明を行いました法第62条の市町村で定める割合をゼロとする規定でございます。

第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税における期間を令和2年9月30日から令和3年3月31日まで延長を行う規定の改正でございます。

89の3ページを御覧ください。第23条は、新型コロナウイルス感染症等に関わる徴収猶予の特例に関わる手続の規定を追加するものであり、第1項では徴収猶予の申請手続等の規定である第9条の準用規定、第2項では徴収猶予の取消しの規定である第10条を準用する規定となっております。

89の4ページをお開き願います。中頓別町税条例の第2条による改正の第10条の読替規定について、先ほど第1条改正で追加しました第61条と62条が法の改正に伴う条ずれとなり、第63条と64条に修正するものでございます。

第10条の2につきましても法の改正に伴う条ずれの修正でございます。

第24条の新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金控除の特例の条項を追加し、イベント等の中止をした主催者に対する払戻し請求権を放棄した者への寄附金控除の適用を規定したものでございます。

89の5ページを御覧ください。第25条は、新型コロナウイルス感染症等に関わる住宅借入金等特別税額控除の特例につきましても住宅ローン控除に関わる所要の規定の整備であり、適用期間も1年間延長となるものでございます。

89の1ページをお開き願います。附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

以上、簡単でございますが、ご説明いたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 法令改正の内容には問題ないと思っておりますが、気になりましたのは特例でこの対象者がどういった範囲になるのかちょっと明確ではないのだけれども、私としては分からないのだけれども、相当数の方が対象になると思うのです。これは今回の新型コロナウイルスに関する特例対策ですから、ぜひとも対象者が分かったらその方々

に周知する必要がある。改正するだけではこれは分からないですよ。その周知の方法をいかように考えているのか、その辺をお答えいただきたい。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 特に固定資産の関係に関しましては令和3年1月1日からの徴収からということになりますので、それにつきましては広報、旬報等で周知をしていきたい。特に広報になろうかと思えます。そちらのほうが明確に見えるかなと思えますので、周知していきたいというふうに考えております。

それから、おっしゃられたとおり、固定資産税関係につきましては令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上げが前年の同期間と比べて30%から50%未満減少しているものについては2分の1、50%以上減少しているものにはゼロということとなっております。これらに伴う減収については新たに創設する新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、仮称になってございますが、これにより町のほうには補填されるというふうに伺っております。それらも含めまして広報していきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求める件（中頓別町税条例の一部を改正する条例 令和2年4月30日専決）は承認することに決しました。

◎承認第4号

○議長（村山義明君） 日程第18、承認第4号 専決処分の承認を求める件（令和2年度中頓別町一般会計補正予算 令和2年5月1日専決）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案の 9 1 ページをお開きください。承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出、中頓別町長。

9 2 ページを御覧ください。専決処分書。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 1 日、中頓別町長。

1、令和 2 年度中頓別町一般会計補正予算。

補正予算の内容についてご説明いたします。専決の理由につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策及びこれに関連する町独自施策の早期実施に対応するため、また林業振興施策として高性能林業機械の導入、さらに南宗谷消防組合中頓別支署における庁舎及び車両の修繕など早急な対応が必要であったことから計上したものでございます。

それでは、別冊で配付してございます承認第 4 号 令和 2 年度中頓別町一般会計補正予算書の 1 ページをお開き願います。

令和 2 年度中頓別町一般会計補正予算。

令和 2 年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条第 1 項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 9, 3 4 3 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8 億 1, 6 0 9 万 7, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。1 0 ページをお開きください。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 1 目特別定額給付金事業費では、新規に 1 億 7, 7 5 7 万 9, 0 0 0 円を計上するもので、特別定額給付金事業、1 節報酬から 1 2 節委託料まで給付に係る事務費として 1, 0 8 7 万 9, 0 0 0 円を計上、1 8 節負担金補助及び交付金では、1 人につき 1 0 万円の家計支援として特別定額給付金分 1 億 6, 6 7 0 万円を計上するものでございます。

2 項児童福祉費、9 目子育て世帯臨時特別給付金支給事業費では、新規に 2 5 9 万 7, 0 0 0 円を計上するもので、子育て世帯臨時特別給付金支給事業、1 節報酬から 1 2 節委託料まで給付に係る事務費として 1 0 1 万 7, 0 0 0 円を計上、1 9 節扶助費では、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童 1 人当たり 1 万円の臨時特別給付金として 1 5 8 万円を計上するものでございます。なお、人件費の詳細につきましては 1 4 ページから 2 0 ページに掲載の給与費明細書をご参照いただきますようお願いいたします。

12ページをお開き願います。6款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費では、既定額に439万2,000円を追加し、4,217万9,000円とするもので、林業・林産業振興対策推進事業、18節負担金補助及び交付金に高性能林業機械の導入経費の一部を中頓別・浜頓別町森林組合に補助する費用として同額を新規計上。

7款1項商工費、1目商工総務費では、既定額に810万円を追加し、5,086万4,000円とするもので、商工業振興対策推進事業、18節負担金補助及び交付金に店舗の休業や営業時間の短縮、感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者を対象として協力金、支援金を給付する費用として同額を計上。

9款1項1目消防費では、既定額に76万9,000円を追加し、1億5,915万1,000円とするもので、消防事業、18節負担金補助及び交付金に同額を追加するものでございます。

予算書の後ろに添付してございます一般会計予算（別紙内訳）明細書1ページを御覧願います。常備消防費、中頓別支署費で76万9,000円を追加計上するものでございます。

詳細につきましては、2ページの事務事業別にてご説明いたします。消防車両・資機材整備維持管理業務では、水槽付消防ポンプ自動車の修繕費として8万3,000円を追加。庁舎・備品維持管理では、庁舎車庫系統で使用する水道管の水抜き栓ドレーンを作動させるモーター修繕、またトイレの漏水修繕として18万2,000円を追加。その他グループ内庶務では、雪山での救助活動における救助隊員の低体温などの二次災害を防ぐため、現状では不足している防寒衣、長靴、手袋などを購入する費用として50万4,000円を追加するものでございます。

予算書の6ページにお戻り願います。歳出合計、既定額に1億9,343万7,000円を追加し、38億1,609万7,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。8ページをお開き願います。10款1項地方交付税、2目特別交付税では、既定額に886万9,000円を追加し、1億8,155万7,000円とするもので、1節特別交付税に同額を計上。事業の一般財源に充当するものでございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、既定額に1億8,017万6,000円を追加し、1億8,826万9,000円とするもので、3節特別定額給付金給付事業補助金に、歳出、特別定額給付金事業の給付金及び事務費に充当される補助金として1億7,757万9,000円を計上、4節子育て世帯臨時特別給付金支給事業補助金に、歳出、子育て世帯臨時特別給付金支給事業の給付金及び事務費に充当される補助金として259万7,000円を計上。

17款繰入金、1項基金繰入金、5目地方創生基金繰入金では、既定額に439万2,000円を追加し、5,496万2,000円とするもので、1節地方創生基金繰入金に同額を計上。歳出、林業・林産業振興対策推進事業の高性能林業機械導入補助金に充当す

るため繰り入れるものでございます。

4ページにお戻りください。歳入合計、既定額に1億9,343万7,000円を追加し、38億1,609万7,000円とし、歳入歳出のバランスを取ってございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 1点だけ。資料があったのが私は見れていないのかちょっと分からないのだけれども、13ページの負担金補助及び交付金の高性能林業機械導入補助金、他の予算についてのものについては詳しく資料いただいておりますが、この状況だけちょっと分からない。これはつけてあるのですか、資料。つけてあるのを私は見えていないのかなと。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 産業課産業グループのほうで作成しました資料がございまして、お配りさせていただいているものと思いましたが、もしお手元に行っていないようでしたら後ほどお配りさせていただければと思います。

○議長（村山義明君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時17分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

渡邊産業課参事。

○産業課参事（渡邊誠人君） 今回導入します高性能林業機械ですけれども、フォワーダという機械になります。それは山のほうで立木、立っている木を伐採して採寸、玉切りという行為を行った状態の木を土場まで運ぶ機械になります。イメージとしてはキャリアダンプみたいな感じになります。あれの荷台が丸太を積む専用の機械ということになります。今森林組合ではフォワーダについては必要なときにレンタルで対応しているということで、これからは1台導入をしまして、素材の搬出の効率を上げていくというために導入する機械になります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） それ金額430万円、440万円程度で買えるのですか。資料というのはそういうものでしょうか。どういう機械だということと、総額幾らぐらいかかって、それに対して町はこれだけ助成するのですよと。そういう資料がなければ基本的に予算化できないのだよ。

○議長（村山義明君） 渡邊産業課参事。

○産業課参事（渡邊誠人君） 大変申し訳ありません。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求める件(令和2年度中頓別町一般会計補正予算 令和2年5月1日専決)は承認することに決しました。

◎承認第5号

○議長(村山義明君) 日程第19、承認第5号 専決処分の承認を求める件(令和2年度中頓別町一般会計補正予算 令和2年5月14日専決)を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 笹原総務課参事。

○総務課参事(笹原 等君) それでは、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案の93ページをお開き願います。承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和2年6月10日提出、中頓別町長。

94ページを御覧願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年5月14日、中頓別町長。

1、令和2年度中頓別町一般会計補正予算。

補正予算の内容についてご説明いたします。専決の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策といたしまして町独自施策の早期実施を行うため計上したものでございます。

別冊で配付してございます承認第5号 令和2年度中頓別町一般会計補正予算書の1ページをお開き願います。

令和2年度中頓別町一般会計補正予算。

令和2年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,826万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、11目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費では、新規に216万8,000円を計上するもので、地方創生臨時交付金事業、町民1人当たり10枚のマスクの配布、また公共施設等に設置する消毒薬の確保に要する費用として10節需用費に191万8,000円、11節役務費に25万円を計上するものでございます。

6ページにお戻り願います。歳出合計、既定額に216万8,000円を追加し、38億1,826万5,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開き願います。10款1項地方交付税、2目特別交付税では、既定額から810万円を減額し、1億7,345万7,000円とするもので、1節特別交付税に同額を計上、新型コロナウイルス感染症対応に係る臨時交付金の額が示されたことに伴いまして、既に充当済みの事業の一般財源を減額するものでございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に1,026万8,000円を追加し、4,335万7,000円とするもので、5節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、歳出、地方創生臨時交付金事業の財源として同額を計上するものでございます。

4ページにお戻り願います。歳入合計、既定額に216万8,000円を追加し、38億1,826万5,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求める件(令和2年度中頓別町一般会計補正予算 令和2年5月14日専決)は承認することに決しました。

◎一般質問

○議長(村山義明君) 日程第20、一般質問を行います。

本定例会では5名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受付番号1、議席番号7番、細谷さん。

○7番(細谷久雄君) 皆さん、おはようございます。受付番号1番、議席番号7番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和2年第2回定例会に当たり、さきに通告いたしました1点の項目につきまして質問をさせていただきます。

また、北海道ではまだコロナウイルスの感染症状が出ていますので、今日の一般質問につきまして私は短めに、簡単明瞭に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、高齢者の生活支援施策の充実について伺いをいたします。本町においても高齢者人口の増加に伴い、今やごみを出すことが難しくなっている高齢者世帯が増えている。筋力の低下や関節疾患がある高齢者にとって大きなごみ袋や重たい新聞の束をごみステーションまで運ぶのは大変な作業です。また、認知症やその前段階の軽度認知障害になると、ごみ出しの曜日や分別のルールを覚えることも難しくなります。近年こうした身体機能や認知機能の低下によってごみ出しが困難になった高齢者の支援が課題となっています。そこで、ごみ出しが困難な高齢者などへの生活支援の一つとして、本町においても戸別ごみ出し収集支援制度をつくり、戸別にごみを収集する取組ができないのか町長に伺います。

○議長(村山義明君) 町長。

○町長(小林生吉君) それでは、細谷議員の高齢者の生活支援施策の充実についてのご質問にお答えしたいと思います。

高齢者のごみ出し支援は、高齢者世帯からのごみ収集を確実にするだけでなく、高齢者の生活の質の向上や見守り支援にもつながる取組と認識しています。ごみ出しが難しい

高齢者は、買物や食事等でも不自由である場合が多く、このような日常生活に支援が必要な高齢者は、介護保険制度のホームヘルパー、訪問介護、生活援助を依頼し、生活援助の一環としてごみ出しをお願いすることも可能であります。今年度は老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の改訂の年でもありますので、介護予防、日常生活圏域ニーズ調査においてごみ収集における現状やニーズを把握し、高齢化社会におけるごみ出しに関する支援について新たな仕組みの可能性を検討していきたいというふうに考えます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いしまして再質問させていただきます。

小林町長は、令和2年第1回定例会での町政執行方針で保健医療福祉の充実と安全安心な暮らしの保障と題し、本町の高齢化率は平成30年度末において40.0%を超え、令和元年度末において39.5%が見込まれます。今後介護や医療の需要をさらに増加し、高齢者の生活を支える仕組みづくりの課題が重要でありますと述べられました。私は、この戸別ごみ出し収集支援制度は、ごみを回収する際に、こんにちとはかごみを回収に来ましたとか声をかけ、高齢者の不調や異変に気づいたときには保健福祉と連携して対応することで高齢者の見守りや安否確認の機能を持っている取組であると思います。また、ごみ出し支援を実施している自治体のうち約7割で声かけによる見守りや安否確認を行っているようで、そのうち約4割で高齢者の不調や異変を発見したことがあり、約1割で孤独死の発見につながったという事例がありました。その事例を2つほど挙げますと、1つ目の事例は声かけを行ったが、室内に人の気配があるにもかかわらず応答がなかった。室内には暖房が入っている様子だったため、収集担当者から清掃事業所に連絡、事業者から親族へ連絡を取り、親族が来るまで現地で待機し、その後救出、救急車による搬送。火災にもなりかねなかったということです。2点目は、声かけにも応答もなく鍵も締まっていた。携帯電話に連絡するが、留守番電話につながったので、裏に回り居間の窓から室内を確認すると倒れている対象者を発見、すぐに119番通報し、救急対応要請。ケアマネジャーに連絡、状況を伝える。救急隊到着後、居間まで誘導し、経過報告した。このような事例のように、収集員などは様々な状況や気配から高齢者の異変を察知し、多くの場合は早期発見により大事に至らずに済んでいます。実際に、ごみ出し支援を利用している高齢者に話を伺うと、収集員やボランティアと挨拶を交わしたり話をすることが生活のめり張りや楽しみになっていると言われる方もいます。ごみ出し支援は、高齢者の安全な生活に大きく貢献していると私は思います。そこで、町長に伺います。中頓別町の高齢者の方々が住み慣れた町で楽しく元気でいられるためにも、また高齢者世帯のごみを回収することは高齢者世帯に食事を届ける、在宅医療を提供することと同じぐらい生活に不可欠なことだと私は思います。また、小林町長は保健福祉課長も経験しておりますから、高齢者のことは大変理解している方だと私は思っております。新たな仕組みの可能性を検討するのではなく早急な対応をお願いしたいのですが、再度町長の考え方をお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 細谷議員からの質問、ご提案の趣旨については大変重要でありますし、私自身も全く同じような考え方に立っているところであります。安否確認等につきましては、日頃から包括支援センターや保健福祉課の職員、保健師等によってそれなりにきめ細かく対応しているところであります。ただ、これからの社会の中では地域共生社会と言われるような中で、住民主体でいろんなサービスを構築していくということも併せて考えていく必要があるというふうに思います。全体としては、先ほど申し上げましたとおり、新しい介護保険計画の中にしっかり取り組んでいきたいというふうに思いますけれども、今最後にお話のあった実施時期を早められるかどうか、このあたりについて担当課のほうに十分検討するように指示をしたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、簡単明瞭に今日は済ませようと思いますので、再質問はいたしません。ただし、この戸別ごみ出し収集支援制度は、まだまだ全国的に大変遅れておりますので、高齢化、高齢化と言われている割には進んでいないのが現状です。高齢化は待たなしでやってきますので、中頓別町におかれましても迅速な実施をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） これで細谷さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受付番号2、議席番号1番、高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 受付番号2番、高橋でございます。私からは1点質問させていただきます。

地域包括ケアシステムプロジェクトの経過報告についてということで伺いたいと思います。さきに一般社団法人北海道総合研究調査会から町が取り組んでいる地域包括ケアシステムプロジェクト調査研究報告の中で中頓別町立国保病院の目指す姿が示されたところがありますけれども、その中では令和3年度以降では病床の削減による国保病院もしくは有床の診療所、その後令和10年をめどに診療所と介護医療院の併設という姿を想定していますけれども、町としてはこの姿を基本に進めていくことで理解してよろしいのでしょうか。また、いわゆるバージョンアップと言っているところの部分で住民参加が重要な位置づけになると考えますが、広報活動や懇談会を通じて理解と合意形成を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 高橋議員の地域包括ケアシステムプロジェクトの経過報告についてのご質問にお答えをしたいと思います。

国保病院の在り方については、今後議会や町民の皆さんと議論を重ねながらしっかり時間をかけて決めていくというのが基本の考えであります。調査報告書は、私自身も勉強会に参加してまとめられたものであります。今後の議論のベースにしたいというふうに思っ

ていますが、この方向性で固めたというものではありません。将来的な人口減少を見据えると病床の削減は避けがたいところですが、ただ病床見直しで終わるのではなく、医療を核に介護、福祉、保健予防を一体的に見直すことによって全体として今よりも住民ニーズに応えられるバージョンアップした地域包括ケアの仕組みを構築することを目指すべきというふうに考えています。今後は作業部会を含む検討組織を立ち上げ、議論に入り、議会のほか今年度を実施する懇談会等の様々な機会を通じて町民の皆様の意見等を伺い、仮称ではありますけれども、地域医療提供体制と地域包括ケア構築に関する基本方針、町としての基本方針をまとめたい考えであります。また、調査研究事業としては、町が関わる分としては2か年の事業であり、その2年目のテーマは医療と介護、福祉が連携して一体的なまちづくりをどう進めていくかというものでありまして、そのための具体的な方向性の検討、さらに医療を含めたバージョンアップを図るための具体的な方策を検討することとしており、その議論経過も含めた内容についても情報提供を行い、方針策定に向けていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 再質問ではございませんけれども、今町長が言われたように、住民の意見が十分取り入れられるように今後努力していただきたいと思っております。

私の質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで高橋さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受付番号3、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受付番号3番、議席番号4番、宮崎です。今現在も日本はもちろん世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルスへの対応について、その状況についても日々刻々と変化をし、様々な分野で大きな影響を及ぼしていることから、前回に引き続き質問させていただきます。

新型コロナウイルスの影響等については、今申し上げました3月定例会でも確認させていただきましたが、感染拡大の状況はその後さらに悪化し、北海道のみならず国が緊急事態宣言を発動する事態にまで発展しました。5月25日をもって国の宣言自体は解除という形になりましたが、道内においては5月末まで緊急事態措置が取られることとなり、イベントなどにおいてもおおむね9月頃までの中止等が既に決定しているような状況です。中頓別町でも当面8月頃まで中止などの措置が検討されており、実行委員会等で、町が関わっているものばかりだと思っておりますが、この点、町から祭事等への自粛要請などは行っているのか。一方で、行政主催の事業等については6月頃から急に開催の方向で動き出しており、開催基準に不透明感が生まれています。このような状況下における町独自の明確な判断基準が必要ではないでしょうか。関連して、役場内等で実施している時差出勤や感染防止対策、病院での面会禁止などはいつまで続けていくのか。また、町内で感染が疑われるような事例も町民の間では話題になっており、不安の声も多いようですが、これまでに実際そのような問合せなどはあったのでしょうか。

初動の遅れや行動自粛の緩みなどから、現在も再拡大の兆しが各地で見受けられ、このような状況が何年も続くとしたら将来的には交付税の大幅な減額や住民負担の増加など、影響ははかり知れません。暮らしの支援や財政状況の見直しなど、このコロナ禍に対し町行政としてどのように向き合っていこうとお考えでしょうか。

各地で問題が起きている1人10万円の特別定額給付金の状況など、これまでの対応や現状での取組についても伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員の新型コロナウイルスへの対応についてのご質問にお答えをしたいと思います。

緊急事態宣言解除後、北海道においては6月1日をもって全ての施設の休業要請は解除されました。自粛要請も解かれ、今後は新しい生活様式や北海道スタイル安心宣言の考え方に沿って、また国、道の通知や業態別ガイドライン等を参考に行政主催の事業の実施可否や内容を検討していきます。祭事、イベント等の開催に関しても道は段階的緩和の基準を示しており、基準を参考に地域や施設の実情を鑑みながら主催者が判断していくこととなります。

役場内での緊急事態措置としての時差出勤の対応は5月28日をもって解除しましたが、感染予防対策は北海道スタイル安心宣言として継続して実践していきます。

病院での面会制限は、医療機能の維持の重要性から、北海道の感染の状況を見ながら当面の間継続をしていく予定であります。

新型コロナウイルス感染症に関する相談は、保健所内にある帰国者・接触者相談センターにおいて受けておりますが、町民から保健福祉課や中頓別町国民健康保険病院においても新型コロナウイルス感染症に関する心配や受診の相談を受けており、適時必要な行動等についての支援を行ってまいりました。今後も感染リスクはなくなるわけではありません。町民の皆さんと一緒に新しい生活様式や北海道スタイルの実践を行いながら新しい日常をつくり上げていきたいというふうに考えています。

今回の対策における国の財政出動に伴い、将来的な地方交付税にどのような影響を与えるのか分かりませんが、毎年度公表される地方財政計画を踏まえた予算編成と適切な予算執行に努めてまいります。そんな中でも感染対策やそれによる地域経済への影響なども長期的な視点で対策が必要となります。今後とも町民の生命と健康を守り、暮らしを支えることを最優先に、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能にしていく取組を進めていきます。

特別定額給付金につきましては、5月末までの申請件数は852世帯、92.3%、給付総額につきましては1億5,610万円の状況となっております。5月11日から申請書を全世帯に配付し、翌日の12日から申請書の受付を開始しました。オンライン申請につきましても同じく5月12日からの申請受付を開始しました。申請書提出の簡略化を図るため、世帯主と同じ名義の口座に振り込む場合は本人確認書類等の添付は不要とし、給

付対象者の申請に係る手続の軽減を図りました。また、一日でも早く給付対象者の方々に給付できるよう支給日を週3回、月、水、金曜日と設定しております。今後、未申請者には直接案内を出すなどして対応していきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君）　ここで時間がちょっと早いのですが、中途半端になりますので、お昼のため議場の時計で1時まで休憩いたします。

休憩　午前11時50分

再開　午後　1時00分

○議長（村山義明君）　休憩前に戻り会議を続けます。

宮崎さん、一般質問を続けてください。

○4番（宮崎泰宗君）　それでは、先ほどいただいたご答弁に対しまして再質問をさせていただきたいと思います。

まず、イベント等の関係について、行政主催の事業についてはガイドライン等を参考に実施の可否や内容を検討していくとあります。前回3月にお伺いしたときは学校の休校などが行われ始めた頃でしたが、4月以降もさらに入学式の縮小実施はもちろん自治記念式の中止やクリーン作戦の延期などということになりまして、旬報の内容からも分かるように、その後5月いっぱいまで、ほかにも例えば体操教室であるとか様々な事業の中止なり延期が掲載されているのですけれども、その中で一転して6月以降のものについては行事開催のお知らせがなされているということにちょっと違和感を覚えているところであります。例えば国や道の展開としては、先ほど町長から行政報告なんかもありましたけれども、5月25日であるとか6月1日の零時から解除というような極端な線引きになるわけですけれども、実際の対応としてはそういったことを踏まえた慎重さが求められているというふうに思います。一度北海道はそれを経験しているわけですから、緩和された後こそ気をつけなければならないというふうに思いますし、中頓別町のような地方は、これから町内での、そして町外との往来が戻っていくことによる地域内での感染を起こさない、本当の闘いが始まるのではないかなというふうに思います。だからこそ国や道の基準も踏まえた上で町独自の町内における基準も設ける必要があるのではないかとというふうに伺ったわけなのですけれども、これについては残念ながら中頓別町においても鍾乳洞まつりの中止に続いて北緯45度夏まつりの中止ということを管内の状況などからも決定せざるを得なかったという、観光協会の理事会の中でもちょっと話題になったのですけれども、例えば道の基準とかでいくと7月になれば5,000人以内までとか、8月になったら人数は制限なしとかという、道の基準なんかでも参考にすれば本町行政主催の行事等のように6月以降なら開催できると判断できるイベントってかなり多いはずなのです。それでも実際に開催をするというところを探そうと思っても探せないほど各地で観光イベント等の中止が早々に決定しています。管内でも中頓別町は最後と言えるほど状況を見てきた上での判

断となりました。その中で他町村で早い判断が行われた背景には行政からの自粛要請もあったという話がそこで出たということで触れているわけなのですが、恐らく行政主催の事業等についても自粛を続けているところもあるでしょうし、これはやはり地域内で感染者を出さない、感染が起きても拡大させないためにほかのイベント等についても行政としても責任を持つという覚悟の表れなのではないかなというふうに思います。このような特殊な状況においても本町行政は主催者の判断にただ委ねるだけなのか。ほかの地域では中止となっているようなイベントなどが、例えば町内で開催されてクラスターが発生する可能性などは考えられないのか。だとしたらこういった事態の対応力というのは疑問視されても仕方ないと思います。この点、町の対策本部は5月25日で終了したという報告も今日ありましたけれども、そういうことだけではなくて庁内全体で連携できるような仕組みであるとか独自の基準などを設けるといことはお考えにならないのかと、考えていないという理解でよろしいのか、まずこれについて再度いかがか伺います。

また、役場内における緊急事態措置として時差出勤については先月28日までということで、恐らく宗谷管内では中頓別町だけだったのではないかなというふうに思うのですけれども、これについては恐らく行政内でも疑問の声とかもあったのではないかなと思うのですけれども、自宅で仕事をされるという場面もあったかもしれませんが、できることは少なかったと思いますし、役場内でのテレワークにしても同じ施設内で手洗いであるとか、例えば喫煙所であるとか、出入り口などは恐らく同じように利用されたのではないかなというふうに思うので、あまりふだんと変わらなかったのではないかと思います。結果一時的なものになったということもあって、なかなか評価は難しいところだと思うのですけれども、感染予防対策については継続していくということで、恐らくマスクの着用であるとかアルコール消毒液などの設置などもそうでしょうし、今窓口となっている部分には透明のシートが設置されていて、例えば各部署への外部からの出入りも制限されていると思います。この辺特に透明シートとかパーティションについては、応急的な措置としては必要だったと思うのですけれども、例えばシートにしても透明度がちょっと低くて見通しが悪かったりとかというのが多分利用される方は感じているところで、ですから続けていくにしても例えば透明の亚克力板などに変えていくなんてことなども考えられると思いますので、どの程度の強度でこの辺続けていくのかという、この点についても伺いたいと思います。

それと、病院もそうなのですけれども、長寿園なんかでも面会等の制限というのが続いていますね、今も。徹底した感染の防止というような観点からは必要なことだと思うのですけれども、そしてリモート対応なども可能であるということは聞いております。ただ、これインフルエンザの流行の時期などと重なったこともあって、もう何か月も実際に家族であっても患者や利用者に会うことができているという状況を心配されている方は多いと思うのです。逆に高齢者の方々が多く参加されたり町外からも人が来るような事業なり行事の開催は緩和されているのにという思いがやっぱりここなんかでも生まれてくるので

はないかなというふうに思うので、そういったことを考えると、もう少し面会制限は緩和できるような気もするのですけれども、例えばマスクとか、消毒とか、距離の維持とか、1人の方に対して1人なら面会できますよとか、そういう段階的な緩和があってもいいのではないかなと、設けてほしいところではないかなというふうに思いますし、ご答弁からすると現状でもさらに当面ということですが、そうではなくて、こういったことについてもはっきりとした基準というのがないと納得できないところはあると思うので、今のようになんとなく感染が抑えられている状況、全国的に見ても、状況であれば、いつ頃から徐々に面会できるというようなある程度の期限なり目安なりをお示しする必要があるのではないかなというふうに思います。この点についてもどうお考えになるか伺いたいと思います。

あとは町内で感染が疑われるような事例についてということで、こういう状況ですから、いろんな憶測が生まれて話が広がっていったりするものだと思います。ご答弁の内容からすると、これまでに恐らく何件かの相談等があって必要な対応は取れているということになるのかなと思いますし、中には自身なりの感染を心配するようなケースもあると思うのですけれども、先ほど町長が冒頭で報告の前におっしゃっていましたが、結果現時点においては町内ではコロナウイルスが感染されたりということはないという理解でよろしいのかなというふうに今日も感じました。だとしたらコロナウイルス関係のお知らせというのは、これからもある程度広報とかで続くでしょうから、そういったことも町民の皆さんに、余計な心配などを解消するために、問合せなどを受けているけれども、町内で感染者は確認されていませんよということを伝えることも必要なのではないかなと思いますので、実際そういう声もあるようなので、この点についてもそういうことをされるお考えはないか再度伺いたいと思います。

また、今後の財政運営等については現時点ではまだ分からないことも多いとは思いますが、今の状況をしっかりと捉えて備えていく必要はあると思います。この間に起きた世界同時株安であるとか企業倒産、失業者の増加など、もう既にコロナ不況というものが始まっています。これは10年前のリーマンショックであったり90年前の世界大恐慌をしのぐ大不景気が訪れるかもしれないし、これから数年は元の水準には戻らないというふうにも言われています。今回上げられているような臨時交付金のように一時的な地方への配分というのは行われておりますけれども、それがいつまでも続くことはないでしょうし、日本は本来借金大国ですから苦しい状況にあるわけで、今後は交付税等の大幅な減額を覚悟する必要があると思います。中頓別町としても当然こういうことは想定していなかったわけですから、財政負担としては、例えば経常収支比率が道内でも高水準にあるということなどもあって特別職はじめ職員の給与等の抑制緩和、さらに議員報酬の増額、期末手当の復活ということが行われたばかりなのです。従前の臨時職員が会計年度任用職員となることによる待遇の改善であるとか雇用数も以前よりも増えていることによって人件費が増えている、これは間違いありません。ただ、この辺については将来的なことも想定した上で

行われたことだというふうに思いますが、このように不測の事態が起こったわけですので、だからといって今後万が一交付税や税収等が大幅に減ってしまった場合に職員の給与水準等を今のまま維持して住民負担だけが増額するなんてことは許されないと思いますので、ですから人件費等の再抑制も含めて今のうちから体力を蓄えていく必要が再度出てきてしまったのではないかなというふうに私は感じているのですけれども、町長はこのコロナ禍の影響についてどのようにお考えになっておられるか、この点についても再度伺いたいと思います。

最後になります。ご答弁の一番最後の部分になりますけれども、特別定額給付金等の対応について、これは9割以上の申請と、給付についても同様になると思います、行われている状況とのことで、必要とする皆さんにちゃんと給付が行われているのであればそれでいいと思うのですけれども、自治体によっては二重給付であるとか、オンライン申請の不具合があって郵送のみの申請に切り替えるとか、大きいところだと思いますけれども、行政側の問題によって給付の遅れなどが起きたり、申請者側の問題としては給付を希望しないという欄にチェックを入れてしまうという間違いが多いということも連日のように伝えられています。中には実際に給付を受けないという方もいらっしゃるかもしれませんが、チェックを入れている申請者に対する個別の確認であるとか、特に添付書類の必要性については私のほうなんかにも何人の方が訪ねていただきまして、担当しているわけではないので、適切だったかどうか分かりませんが、コピー代であるとかコピーを取る手間などを少しでも省いていただけたらと思って対象となっている世帯主本人の名義の口座であって水道料の引き落としなど該当する項目があればコピーは要らないと思いますよというようなアドバイスをさせていただきました。私自身の場合でいえば議員報酬などをいただいているので、行政のほうに口座の情報はあるし、本人名義なのだけでも、水道料、住民税等の引き落とし、敬老給付金、児童手当の受給という4つの項目で該当するものはないなと思って、本人確認書類はつけなかったのですけれども、通帳のコピーを添付して申請をさせていただきました。申請の簡略化というのが図られたということなのですけれども、いろんなパターンを想定して、そういう項目などもあったとしたらより親切な内容になったと思いますので、もしかしたらまたいつかこのようなことが起こるかもしれませんし、今後のためにということも含めて、このような点で特に大きな混乱などは当町では起きていないのかについての確認をさせていただきたいと思います。たくさんありますけれども、再度よろしくお願いします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） もし答弁漏れがあればご指摘ください。

まず、イベント等の開催に関しての、要は町全体としての基準を設けてみんなに分かりやすくという趣旨だというふうに思います。なお、これに関して町として、道が出している基準以上に町独自の基準を設けて団体等への要請をするとか、そういうことは特段行っておりません。あくまで最初の答弁でも申し上げたとおり、それぞれの団体でご判断い

ただということかなというふうに。ただ、その中でもし心配等があった場合についてはもちろん行政としても何もしないということではなくて、ご相談申し上げるような対応にはなるかなというふうに思いますけれども、基本的にほとんどのイベントについては中止というようなことで確認をしております、今そのような協議に至ったケースなどはありません。町としては、先般保健福祉課のほうにおいて今後想定される町の事業等についての取扱いについて一覧をまとめています。後でこれは資料としてご提供したほうがいいかなというふうに思いましたので、提供させていただきますけれども、基本的には今示されている新しい生活様式であるとか道の新北海道スタイル、こういったものや通知されている基本方針であるとか、こういったものに照らして、それぞれの個々の事業においてしっかり感染対策を取った上で開催が可能というふうに判断したものについては判断すると。似たような事業であっても、やはりそれぞれ講師がどこから来るかとか、どれぐらいの人が集まるか、あるいは町外からの参加があるかとか、そういった状況は個々に異なりますので、そこは一つ一つ丁寧にそれぞれの担当課で検討してもらった上で取りまとめたものというふうにご理解をいただきたいと思ひまして、先ほど言われた分かりやすい基準の、今の段階ではそれを示しているわけではありませんけれども、どういうところが基準になっているかということについてある程度整理をしてお示しすることを考えたいなというふうに思います。

それと、役場の取った時差出勤やテレワーク、これは正直評価がなかなか難しいところがありまして、その目的とするところは、1つはやはり感染者が出て、そのときに例えばその課であったりそのグループが全員濃厚接触者になって、全員が自宅待機で業務が止まると、これは何としても回避したいということから、そうならないように時差を設けて出勤をします。どうしても業務によっては打ち合わせをしたりとかそういうことで2つに分けたグループが中で接する機会というのはないわけではありませんけれども、マスク着用であったり、時間を短時間で終わらせるとか、そういったようなことで少なくとも濃厚接触で一つの業務が完全に停止するということは回避しようということで、そういう趣旨での、当然全体としての3密を避けるというか、人との接触を80%とか70%減らそうというようなことに少しでも近づくために、取り組める範囲でやろうということをやっています。この評価は十分できる、評価できないところはありますけれども、またこの次大きな感染が生じたときに今回よりも今言ったような趣旨を徹底できるような体制を取っていくことを考えていかなければならないかなというふうに思っています。特にテレワークに当たるようなことがどうやったらできるのかと、本当に分離する方法をもう少し今後この間で考えていきたいなというふうに思っています。先ほどビニールシートの透明度が悪いという話をいただいたので、このあたりは今また新たに第二次補正予算が来るということもあって、今庁内で必要な検討をいろいろしてもらっています。役場の中も職員間の間仕切り、そういったこともどうするかというようなことも含めて今考えておりますので、ご指摘のあったところも含めて改めて、これ多分この秋、冬を越えていかなければなら

い対策になるかなと思いますので、そういう視点を持ってしっかり考えていきたいというふうに思います。

それと、病院や長寿園の面会制限のところでありますけれども、これはクラスターが起きてしまった道内の施設の状況を見ると、本当に一たび施設の中に感染が入ると怖いなというふうに強く感じています。5月4日ぐらいでしたか、その通達もあって、それぞれの施設の中で感染が発生した場合のシミュレーションとかそういうことに取り組んでというような通知も国のほうから発せられています。先般南宗谷福祉会の高齢者の施設、それから障がい者の施設の代表の方にも来ていただいて、町としても心配なので、万が一そういう感染があった場合どうするかということについて一緒にシミュレーションして、その状況をどうするかということをして共有化していきましょうというような話しかけもさせていただいております。そういう対応とかもしっかり確認をした上で施設と向き合っていかなければならないかなというふうに思っています。私も母親ともう3か月以上会えない状況でありますけれども、皆さんそんな状況でやっぱり会いたいと思っている。それは入所されている方も家族もお互いにそうだというふうに思います。ただ、やはりそこは一度慎重な対応というのも必要で、残念ながらまだ北海道は発生していますので、さっき宮崎議員おっしゃったとおり、往来が生まれて、これからがむしろ本当の闘いという認識は我々行政の対策本部のメンバーの中でも共有をしています。対策本部も法に基づく対策本部としては終わっていますけれども、随時これは開催をして、その辺の緩みがないように徹底をしていきたいなというふうに思っています。リモートの対応で今面会も可能になっていますけれども、これらの満足度というか、そういったようなことも含めて確認をした上で、家族や入所者の思いが少しでもつながるように、できることに向かって町としても施設も含めて考えていきたいなというふうに思います。

それと、町内における感染の状況等について、これ私冒頭町内でいないと言い切ってしまうけれども、正直申し上げますと万が一町内で発生したとしても我々は教えてもらえないのです。我々が把握できる範囲はもちろんですけれども、今も北海道が公表している感染状況を見ると非公表になっている方が三十数名ぐらいいらっしゃるのだから本当にいないのかと言われて絶対100%いないと言い切れないところがあるのですけれども、おおむね町内の状況を把握できるところもあって、私としては今いないかなというふうに判断しているところです。この辺個人情報も絡んでなかなか公表についてはデリケートなところがありますけれども、お知らせできる範囲をしっかり限って、その部分についてはお知らせするという体制を取っていきたいなというふうに思います。

それと、財政状況について大変ご心配をいただいております。これに関しては私も本当に大きな不安を持っています。令和2年度の地方財政計画では交付税の総額も増えて、予算としては決して多く計上していませんけれども、この後措置される普通交付税の総額も増えるのではないかなというような期待を持っていたところでもありますけれども、この地財計画がその地財計画を立てたままいくのかということも若干不安には感じています。一

方で3兆円の地方創生交付金をつけて一方で地財計画を落とすというようなことは考えたくないのですけれども、あり得ないことではないというふうには今年度に関しても心配はしています。ただ、前年度の決算も大体見えて利用財源も見えたところでいくと、先ほどもお答えしたとおり、そこが大きく変わらない限りは少なくとも今年度に関しては予定していた事業を予定どおり執行していくということは可能ではないかというふうに判断はしております。ただ、7月の交付決定を見るまではなかなか何とも言えないかなと。最後特別交付税もどうなるか分かりませんので、その辺を十分注視しながら運用していくと。問題は来年度以降ということになると思います。ここについては既に職員にも厳しい状況が予想されるということをお話しておきまして、新年度の予算、例えば秋以降でありますけれども、しっかり状況を把握した上で取り組んでいきたいというふうに思います。

人件費の抑制等についても、後で星川議員のほうの質問もあろうかとは思いますが、できるだけ避けたいという思いはあります。ただ、これは状況によるので、全ての選択肢は想定していかなければならないかなというふうには思います。

それと、最後特別給付金の関係でありますけれども、行政報告の中では5月末現在で92.3%かな、それぐらいで推移していますということでもありますけれども、6月8日現在の申請で96%を超えて、あと40世帯弱ぐらいのところまで来ています。この間、先ほど心配をいただきましたオンライン申請でのことも含めて、重複であるとかそういったトラブルは発生していないというふうに報告を受けています。辞退というような方も今のところはいないということで、最後残ったところが申請されるかどうかまではまだ分かりませんが、今の段階ではそういうような報告を受けております。問合せ等については、給付日がいつになるのかとか、振込通知がまだ来ていないのだけれどもとかというように、若干申請してから交付まで数日手続の関係でかかっているの、その間で心配した問合せも十数件あるというふうには聞いていますけれども、特段大きな問題になるようなトラブルではなかったかなというふうに思っています。

あと、今回のことを受けて今後こういうことがあったときの対応としての反省すべきところについて、詳細にまたしっかり振り返りたいというふうに思っていますけれども、比較的早い給付作業に入って、ある程度早い段階で先ほど申し上げた96%を超える給付まで至っているので、一定の評価はできると思いますけれども、早いところを見れば4月29日に現金で配った自治体もあれば一旦貸し付ける形を取って置き換えるとか、4月や5月の初めに配ったところも実際にはあって、本町は5月20日です。だから、それから見ると早いところは早いということもありましたので、こういうことは間違いがないということは最重要でありますけれども、やっぱり速やかにということも大事なので、そういうスピード感のある、さらに上げ得るのかどうかというようなことも含めてじっくり検証して、あまりこういうことがないほうが良いとは思うのですけれども、備えるように対策したいというふうに思います。漏れがあれば。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今町長のほうから全て漏れなくお答えをいただきましたので、再々質問する必要はないと思います。

また、町長のお答えから町内におけるイベント等も含めて一定の基準であるとか、そういったものを考えたいというお答えもいただきましたし、町長はお母様に会えていないという、私も祖母に会えていなくて、そういう方も結構いらっしゃると思うので、そういったことのちょっと緩和するような目安とかも含めて、心配されている方は多いと思うので、今後も考えていっていただきたいなと思います。

私の一般質問については以上とさせていただきます。

○議長（村山義明君） これで宮崎さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受付番号4、議席番号6番、星川さん。

○6番（星川三喜男君） 受付番号4番、星川でございます。まず、1点目質問させていただきます。

今後も来るかもしれない新型コロナウイルス感染対策についてです。全国の自治体の中では特別職及び議会議員の給料、報酬を削減し、新型コロナウイルス感染対策支援の財源に充てている自治体もあります。そこで、新型コロナウイルス感染対策の一般財源も増えていることから、今定例会に議員の6月期末手当を削減する条例案を提案して、第二波、第三波が来るかもしれません新型コロナウイルス対策支援の財源として活用することを考えていますが、特別職についても同様の考えはないかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 星川議員の今後も来るかもしれない新型コロナウイルス感染対策についてのご質問にお答えをしたいと思います。

現時点ではありますけれども、特別職給与を削減することは考えておりません。今定例会で提案させていただいている補正予算までは留保している財源の範囲で編成ができており、少なくとも今年度に関しては不測の事態がない限りは財政運営に支障を来すことがないのではないかと考えているところであります。今後につきましては新型コロナウイルス感染症に必要な対策の状況や今後予定されている議員提出議案に関する議論や町民のご意見なども踏まえ、その必要性の有無を判断していきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 再質問は私はできません。しません。というのは昨日まで私は特別職ももっともっと考えて、お互いに歩んでいってほしいなという再質問を考えていました。でも、今回提案される条例案は、昨日皆さんと協議した結果、反対者がおりまして、これは全員一致でなければ提案してはならないという強硬な意見もありまして、全員一致には至らなかったわけなのです。その反対者の中には、何で反対するの、どういうことで、もっと何かあるのですかという話も聞いたのですけれども、いやいや、行政の職員から聞いたところ、今後まだ来る2億円、コロナ対策費、その町に来る2億円の使い道もこれから考えて困っているところなのだよ、まだ財政にも余裕があるのだよと。

だから反対します。そうやって言う職員もいたのでしょう。議員からそういう反対の意見も受けました。また、反対者がいるから、悪いですけども議長から私の家にわざわざ来てくれて、取り下げようというご意見もいただきました。私は、発議としていろんなことを考えました。今後のことなのです。先ほど宮崎議員の再質問の中で町長も答弁しておりましたけれども、これからのことなのです。財政が厳しくなっていく。宮崎議員の言うとおり、人口は減っていても行政職員が増えていっている現状の中で、これ以上財源が減れば本当に行き詰まっていく我が町だと私は思っておる次第でございます。そこで、コロナ対策と併せて財源確保のために議員も一緒になって町民のために頑張っていこうという気持ちで提案したら、やはり数名、5名の方々の賛同を得て、よし、これは議員が一つになって頑張っていけるなという思いもありましたが、昨夜から、私も午前中この本会議までいろいろ考えて、今決断いたしました。全員一致がなければというのがやはり私もずっと引っかかっておまして、賛成してくれた議員の方々には申し訳ありませんが、これは条例案を撤回するしかないということを決めましたので、賛成してくれていた議員の方々には申し訳ないと思います。またこれを期に議員会として、また議員全員が一つになって、町のため、町民のため議員活動に力を注いでいくのが議員ではなかろうかなと思っている次第でございます。

残念ながら町長の答弁を聞き、これは私も本当に、今回この一般質問を取り下げてくださいとも言ったわけなのですけれども、この一般質問の内容を町民にもう知らせてありますので、町民も期待していたと思います。特別職もやはり頑張ってくれるのかなという期待もしていたと思いますが、残念ながら今回はこういう結果になりましたけれども、今後まだまだ続くであろうコロナウイルス感染対策に、どうかどうか特別職も併せて、議員も自ら頑張って、何せかんせ私たちが一致になって、一枚岩になって町民のためにやっていかなければならないと思いますので、一般質問ではありませんけれども、何とか皆さんのご協力を今後得て、また定例会、9月、12月には何かの形で提案させてもらいたいと思っている次第でございます。そういった形で、町長にはもうちょっといろいろな面で突っ込んで質問したかったですけれども、このような形で議員が一つにもならないのにあなたたちは何言っているのだというような形に取られたら私もなすすべもないものですから、再質問は今回は避けたいと思います。答えはいいです。

それでは、2問目ということできたいと思います。これから1年間の児童生徒の学校内容についてお伺いしたいと思います。これからの児童及び生徒の1年間の学習、行事などの確保が大変な状況になると思うが、今後どのような内容で進んでいくのか。今現在で考えられている方向性を教育長にお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 星川議員の一般質問に答弁させていただきます。

教育課程は、各学校が学校の実態に応じて編成するものです。中頓別小学校、中学校ともに長期休業、夏休み、冬休みの短縮や土曜授業等を実施して、臨時休業中の授業時数の

補填に充てます。

学習指導要領に示された各教科の内容を全ての児童生徒に身につけさせるとともに、今後新たに必要となる授業時数を明らかにした上で標準授業時数を確保することとしています。なお、長期休業中であっても給食は提供させていただきます。

現在ですけれども、夏休みは小学校は8月5日から8月16日まで、中学校は8月1日から8月16日まで、冬休みは小学校が12月26日から1月11日まで、中学校は12月26日から1月12日までを予定しています。

学校行事は、運動会や学芸会、学校祭は規模を縮小して実施、修学旅行や宿泊研修は、これは受入先の状況が大きく左右するのですけれども、見学地の状況にもよりますけれども、日程や行き先の変更も含めて検討して、これも私は実施する方向でいきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

今教育長から答弁をもらいました。本当に私もこれからのことについて、やはり子供はただ頭の中に勉学を押しつけることだけでなく、行事等を踏まえながら今後1年間を進んでいくのがいいよなという私の気持ちでした。教育長もこのような形で検討して実施していきたいという考えを持っているので、私と同じ意見ですけれども、ここで3月末、要するに学年末のときの一月は休校でしたよね。その学習はどうなっていくのか。全部クリアできた学科もありますけれども、中には中途半端で終わっている教科もあると伺っております。その残りの学習は今後どのような形で進めていくのか。まだ検討されていないならば今後どのように検討され、どのような方向に進んでいくのかお伺いしていきたいと思えます。

それと、小学校、中学校の子供たちの夏休み、冬休みがこのように短くなってしまった。というのも確かに当たり前です。この2か月間学校に行かないで、それなりの学力も身につけていかなければならない子供たちですので、ただやはりあまりにも密に学力、学力だけでなく、もっと教師と子供たちが、昔みたいに私たちが学校へ行っていたように、要するに楽しい、勉強だけでなく、ちょっと外へ行って学ぶとか、そういうのももう少し加えてやってもらいたいと私は思っています。そこら辺教育長の考えを再度お伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 年度末、2月20日から3月24日まで休業になりました。その間の授業で学ばなかったものについては今年度で学ぶことになっております。それを含めて教育課程を組んでいました。それは、教科によっては積み残し分をやってから新しい年度に入るものもあれば新しい年度の学年でその部分に関連するものを授業の中で取り入れると、この2つを同時並行でやっていくということで取り返しはできるというふうになっていました。これ始まったのですけれども、またこうやって休みになってしまっ

う一回仕切り直しになっているのです。それで、そのことも含めてこれからどのぐらいの授業時数が必要なのだというのを小学校も中学校も出しております。その中で、中学校で具体的に言いますと、新しい年度になってから98時間足りなくなっているのです。この98時間をどうやって取り戻すかという、行事の中止、土曜日授業、それから夏休み、冬休みの短縮、これなのです。これで大体できるのです。その中に積み残した部分を入れていく。それでなおかつ余裕時間を持っていなければならないので、これだけやると大体30時間ぐらい浮くのです。これがあるので積み残し分は十分に対応できると私は考えています。ただ、これは冬季になりますと学校を休みにしなければならないときもありますし、インフルエンザの学級閉鎖というか、コロナでどうなるかというのは分からないわけですが、それだけの余裕まで見越して小学校も中学校もこの日程で、このまま落ちついていけば乗り切るという今の判断なのです。それで、議員が言われたように、私も中で勉強ばかりするよりは、やっぱり外に行くとか行事、これを通して明日の活力というものは必要だと私は思っているのです。だから、コロナ、コロナで学校行事等々、遠足とかそういうものもやめるのではなくて、何らかの方向で考えてやってくれというふうに私は思っています、逆に。こういうときだったけれども、ああいうこともやった。その中で、もともと小学校、中学校は密ではないのです。それは最大のメリットかとは思いますが、やっぱりそこでも感染対策を取りながら従来の学校教育活動を子供たちには体験させたいというふうに考えております。これは私の強い思いです。それで、もし発生したらもう一回全部ほごになってしまうのですけれども、そのときはまた知恵を絞ることになるのかなというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 教育長、よく分かりました。本当に児童生徒が楽しく過ごせる学校生活を今後も考えてもらいたいと思います。分かりました。

それでは、先ほどの1問目にちょっと戻ります。悪いですが、これだけ聞いてください。私たち議員は、この6月の期末手当約210万円をカットして町民に向けようという思いで賛成してきた議員もいますので、その分を私たちの今後の活動として特別職も考えて、これから町民のためにお互いに歩み寄って行動していってもらいたいと思います。これからもよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 一言言わせてください。

北海道でいえば鈴木知事、札幌市の秋元市長も報酬を減額されているということで、ほかの自治体、近隣では稚内市もそういう対応を取っているというようなことも含めて私も全く何も考えなかったということではありません。ただ、これだけは言いたいのは今回特別定額給付金が国から国民1人10万円と、全ての町民の方、国民に配られていると。これは今回の問題で困窮者とかそういうことではなくて、まさにこれは国全体の経済をしっ

かり再生するための役割を担う、消費を喚起するための給付金だというふうに私は理解をしています。ですから、これも私たちみたいな公職者がもらっているのかなと一瞬考えなかったわけではないですけれども、これはしっかりもらって、このことをしっかり地域の経済に還元するということが何よりも重要ではないかというふうに思います。ですから、私議員の皆さん本当に町のために考えていらっしゃると思うのです。今回のことについては意見は分かれたかもしれませんが、ぜひこれは一丸となって、今回いただくことになった議員の期末手当も、それから定額給付金も含めて地元のためにしっかり使って地域の経済をしっかり守り立てると、そういうことにおいて今は我々特別職も職員も町議会の議員の皆さんも、それこそそこに心を一つにしませんか。そういうふうに私は理解をしたいと思います。今後の財政運営については、先ほど宮崎議員の質問にも答えたとおり、しっかり先を見据えて、停滞することがない、困らないような対策を講じていくようにしたいと思いますので、またぜひ知恵を貸していただいて取り組みたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（村山義明君） これで星川さんの一般質問は終了いたしました。

ここで議場の時計で2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時05分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き、受付番号5、議席番号5番、東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 東海林です。私は2点について質問いたしますが、実は私も最近耳が悪くなって皆さんのマスク越しが全く聞きにくいので、皆さんの耳はいいのでしょうかけれども、発音も悪くなったので、外させてもらいます。多分皆さんのところへはコロナは届かないと思いますので。

それで、まず1点目ですが、ドリームジャンボファーム等企業立地促進事業の現状について伺いたいと思いますが、ドリームジャンボファーム、それと貝化石の商品化につきましては、期待される事業として町費でそれぞれ1億円も出しているのです。その2つの企業が昨年に関して言えばちょっと不安とか不審なところも見受けられたわけです。私としても期待される事業がよい方向に進んでいただきたいと考えておりますけれども、現在はどうのような状況になっているのか伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 東海林議員のドリームジャンボファーム等企業立地促進事業の現状についてのご質問にお答えしたいと思います。

平成30年度と平成31年度において企業立地促進事業に係る補助金の交付を行いました事業に関し、これまで操業の状況や雇用者確保の点でご心配をおかけしてきたところで

あります。平成31年度事業であります株式会社デイリーソウル中頓別が実施しましたドリームジャンボファーム建設事業に関しましては、雇用者の確保が課題となっておりますが、5月末時点で6名の雇用者を確保できております。生乳の出荷状況につきましては、操業開始の昨年4月から11月までの間で月平均76トンと、当初計画に比べ74%程度にとどまっておりますが、12月以降3月までにおいては月平均の出荷量が122トンとなっており、計画を上回る状況となっております。平成30年度事業であります株式会社KUWAHARAが実施しました中頓別富桑鉦山貝化石肥料、飼料化事業に関しましては、今年5月末現在の従業員は5名となっております。製品の販売状況につきましては、昨年までは大きな実績はありませんでしたが、今年に入ってから酪農業や建設業などへのまとまった量の取引も行われていると伺っており、少しずつではありますが、経営の改善が図られているものと思います。また、酪農学園大学などと連携した新たな製品化に向けた展開も継続されて研究されているというふうには伺っているところであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 私一番心配していましたのはドリームジャンボファームの関係でありました。特に補助要綱にあった条件の従業員の確保についてうまくいけばいいなと思っておりましてところ、非常にうまくいっている。しかも経営内容も、かつて経営内容を数字的な表現をしたものもいただいております、ドリームジャンボファームについては非常に期待できるなと思いつつながら、一方の貝化石の関係につきましても今年になってから非常にいい面が出てきているというふうには伺っています。しかし、経営内容、数字的なものは一切分からないわけです。町も分からないわけではないだろうと。補助事業者として少なくとも1年分ぐらいの経営状況は把握していると思うのですが、その辺状況は、どうなっておりますか。そして、それは私はドリームジャンボファームのような形で計数的なものでも出していただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 補助要綱上、事業が完了した後も定期的に決算状況を報告していただくような形になっておりますので、町といたしましても株式会社KUWAHARAから決算書をいただいております。操業開始当初から売上高が本当にごく僅かというようところが課題だったのかなと思います。答弁の中にも書かせていただいておりますけれども、ここ最近になってから少し販売の実績が出てきていると。この状況に関しては、決算期が10月から9月という決算になっていきますので、この後10月以降9月までの決算を締めまして、10月以降に出される決算書の中では今の販売の状況が反映された決算書が出されるものと思います。これまで出されております決算書につきましては、配付させていただくことは可能ですので、この後議員の皆さんにお配りをさせていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） それで結構ですから、またマル秘扱いにするのなら、それはそ

れでいいから。お返ししますし。では、1問目を終わります。

2問目の消防支署職員の任命について伺います。消防支署は一部事務組合の組織の下にありますけれども、職員の任命状況が一定を欠いております。それは一部事務組合職員と中頓別町職員に分かれているということです。これは3町で構成している一部事務組合としては中頓別町だけです。一体なぜこのようなことになったのか。これは誠に状況としてはよろしくない状況が出ておりますので、これを改正するお考えはありますか、伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 消防支署職員の任命についてのご質問にお答えしたいと思います。

消防支署職員の採用に関しましては、町で採用する場合と南宗谷消防組合で採用する場合の2通りの方法で採用が行われてきました。職員に不足が生じた場合に、例年南宗谷消防組合と協議を行い、どちらかの方法で採用を行っていくこととしております。近年中頓別支署では町で採用を行い南宗谷消防組合職員とする場合が多く、全職員13名中2名が南宗谷消防組合での採用、11名が町の採用によるものです。町採用の場合には、一般職と同様に宗谷町村会の統一試験と採用を希望する町村での面接で採用を決定しております。南宗谷消防組合の採用試験も宗谷町村会で統一試験と同じ日に同じ試験を行っており、その後の面接は町採用と同様の取扱いとなっています。南宗谷消防組合での採用の場合は町への人事異動には課題がありますが、町採用分の場合には問題なく人事異動が可能となっています。それ以外の身分に違いはないものと認識しております。枝幸消防本部、枝幸署、浜頓別支署では南宗谷消防組合での採用がほとんどであると同っておりますが、中頓別支署では健康面等で問題が生じた場合に町との人事異動がスムーズに行うことができるということで宗谷町村会の統一試験による採用方法を取ることが多くなっています。昨年度の消防職員の採用に関しては、中頓別町のほか、近隣では豊富町、猿払村が宗谷町村会の統一試験により採用を行っているところです。この採用方法は南宗谷消防組合設立時からであると伺っており、構成3町で消防組合を支援するに当たり、職員確保についても支えていくという考え方に立ったものと考えられます。しかし、時代も変わり、この採用方法については消防組合構成3町で検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 3町で検討してまいりますが終わりなのだけでも、3町で検討することではない、中頓別町で検討すればいいことなので。町長も当然分かっていると思うけれども、一部事務組合というのは地方自治法第284条に、第285条、第286条にもあるのだけれども、特定の事務を関係市町村で共同処理する場合に組合を設立する。組合が設立したときには、その特定事務の権限は一切市町村からなくなる。そういう法律になっています。しかも一部事務組合という言い方をすると何か農業組合や森林組合と同じような感じに見えるのだけれども、これは法律的に言うと特定地方公共団体というのです。特定地方公共団体というのは市町村と同じことで全ての権限を有しているわけです。そこの傘下の職員の身分が、一部事務組合であれば当然一部事務組合の採用によるのが当

然であります。これは設立のときからそういうことであつたはずですけども、ただ給与面で設立当時から、本来であれば一部事務組合が給与表やいろんな待遇面で統一したものでやらなければならないことなのだけれども、それぞれの町村の事情があるから、取りあえずはそれぞれの町村の給与条例を適用しようということでしたのが本来の間違ひのもとなのです。ですから、同じ仕事、同じことをやりながら給与も手当も旅費もみんな違うのです。それが一つの特定地方公共団体と言われる一部事務組合の実態なのです。これを変だと思わない理事者は逆に変だと思うのです。だから、それは今一切直せとは言わないにしても、少なくとも職員は、これ私消防議会から組合の監査を承っていて、監査でいろいろ指摘している事項があります。去年も支署がそれぞれ書類の書式が違うとか、そんな実態がどんどん出てきている。そんなことってあり得ないだろうと。これは本部が統括して同じ書類でやりなさい、考え方も同じ考え方で処理しなさいというように言っておりますし、特に人事交流、一部事務組合の職員であれば中頓別町に勤務しようが浜頓別町に勤務しようが、はたまた枝幸町へ行こうが歌登支署に行こうが、それは当然それぞれの地域性を感じながら、住民の意識を感じながら、交流をすることによって職員の資質も高まるだろう、そういう思いで人事交流をすべきだということも言っております。管理者、副管理者のいろんな配慮で今年は浜頓別支署と本部の交流ができました。しかし、私たちが言っているのは支署と本署、または支署同士の交流、こういったことをどんどんやるべきだと言っているのです。ところが、浜頓別町は可能でも中頓別町は可能ではないのです、中頓別町の職員なのです。そんなことってあり得ないでしょう。

町長、これ町の都合で健康面が悪いときには町の職員として出すだけではなくて、能力のある消防職員を見つけたらヘッドハンターをしてでも町の職員になってくれないか、こういうことは今までもあつたと思う。市本主幹についてもそうだろうと思う。でも、それは町の職員でなくても、消防職員であっても、それは一部事務組合、いわゆる消防長との話合いで幾らでもできることではないですか。例えば一部事務組合の職員を当町の職員として招聘したいということであれば当町からまた誰かを回してもいいでしょうし、それから新たに採用してもらおうということだって可能なわけです。だから、これを何年間ももう続けてきたのだけれども、もうそろそろ新しい小林町長になったら、こんな今までのやり方変ですよ、これ。同じ支署の職員がそれぞれ町職員であつたり組合職員であつたりするような身分になっているなんていうのはどうしてもおかしい。まして人事交流の弊害にもなるということであれば、これは一遍に直せとも言えませんけれども、町長、どんどんこれ変えていかないと、時代の要求だけではないのです。職員の立場だって変になっている。そのことによって士気が低下するとかというふうには思いたくないけれども、同じ一部事務組合の職員であれば同じ身分であるという形のものにしてやるのは理事者として筋でないかと私は思うのですが、構成3町で検討してまいりたいというのだけれども、その辺どうですか、町長は積極的に、当町の問題ですから、考えてみませんか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 私も実は枝幸町、浜頓別町が消防組合の採用で職員がほとんどいるという認識は正直なかったです。どこも町村で採用しているというふうな実は認識を持っていました。これ確認したらちゃんと職員の採用のところのときにそういうふうになっているので、ちょっと私が気づかなかったというところなのですけれども、本町において消防組合が設立された当時は南宗谷消防組合の採用という形でスタートしているというふうに認識しています。ただ、それ以前にいた幹部クラスは、もともと町のほうの消防係とかにいた人については町職員としてということだと思いますけれども、組合が設立された当初採用された方々については消防組合の職員であったと。その後、若干行き違いがあるのでありますが、本人は町職員として採用されたと思っていたけれども、履歴を確認したら消防だったというケースも実はあるのです。でも、このケースは本当に私が職員になる前の採用のケースでもあります。町職員で採用して消防に出向するという形の採用が数名続いて、その後に1回だけ南宗谷消防組合の組合採用の職員がおりました。当時私は総務係長で、そういう採用だったということの状況については承知しておりますけれども、その際に今後については町で採用するというふうな方針が確認されて、それ以降ずっと町で職員を採用して派遣するという形になっていて、そこから一貫してそれを踏襲してきていると。先ほど申し上げたとおり、枝幸町も浜頓別町も同じようにしているとばかり思っていました。実は違ったということなので、同じ組合の中で違うというのはいいのかというのはおっしゃるとおりだというふうに、ただ現状このことが支障になっているということはおぼないかなというふうには思います。東海林議員おっしゃったように、消防職員がどの支署にいるかによって給料が違ったりとか、そういう実態がずっと続いていることも、将来ともこれでいいのかということについては見直すべきではないかということについても真摯に受け止めたというふうに思っています。町の採用の考え方は町としてしっかり考えていきたいと思っておりますけれども、一つの特別地方公共団体として、一部事務組合としてどうあるべきかということに、将来的な方向についてはやっぱり浜頓別町、枝幸町とも確認をした上で共に考えていくのが望ましいのかなと。今回人事交流が初めて行われましたけれども、今後は中頓別町からも、本部とのやり取りになるかとは思いますが、人事交流が想定されています。そういったことなども含めてよりこの一部事務組合が一体感のあるものになっていく、そのために必要な制度や仕組みの見直しについて積極的に関わっていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 町長の素直な気持ちを聞いて安心したのだけれども、基本的には今まで歴代の消防長は枝幸町からしか出ていない。これも変な話なの、組合の中で。中頓別町の支署長が場合によっては消防長になったっておかしくない。浜頓別町がなってもおかしくない。そういうことの一部事務組合として当然考えるべきことが、こういう中頓別町のような形態を取るところが一か所でもあればなかなか取りにくい、そういう実態もあるわけです。ですから、町長はいつからやるとはなかなか言えないでしょうけれども、

こういう実態は本当におかしな、これ町長は今支障ないだろうと思っているだろうけれども、これは支障はあるのです。なかなか本署として、本部としての人事はできないでいる。それは遠慮ですよ、やっぱり中頓別町に対して。だから、消防組合の本部が全体の人事もできないでいるなんていうこと自体は全くおかしな話で、先ほど言ったように一部事務組合といえば組合かと思うけれども、特定地方公共団体という法的な名前があるわけですから、これはやっぱりその認識を改めて、給与面まで一緒にしなさいとはなかなか言いづらいけれども、少なくとも身分的なものでは統一してやるという、これを急いで、なるべく早くやりたいという考えをもう一回確認したいのですが、いかがですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 既に採用している職員に関して変更するというのはなかなか難しいところがあるのではないかと思います。今後において採用する職員についてどうするかということと、あと人事交流や組織内の人事の在り方等について、今東海林議員が懸念されるように町採用と組合採用で不都合がないと、そういうような確認をしっかりと取るというようなことも含めて対応をすることが必要なのかなというふうに思っています。いずれにしても災害も含めて消防組合、各支署の連携で協力し合う関係というものがとりわけ必要な状況になっているというふうにも認識しておりますので、消防組合が一つの自治体として機能できる、その環境づくりという意味で、先ほど申し上げましたけれども、積極的に関わっていくような対応を取りたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 再々質問が終わりましたから終わりますけれども、町長、これはこれからの人々を正常に戻すという考えがおありだったら今いる人々を変えることは一向に簡単にできます。検討してください。

○議長（村山義明君） これで東海林さんの一般質問は終了いたしました。

これで一般質問は終了しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時30分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長（村山義明君） これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 2時31分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員